

## 全国家計構造調査 用語の解説

※ 「家計収支に関する結果」、「所得に関する結果」、「家計資産・負債に関する結果」及び「年間収入・資産分布等に関する結果」に関わる部分について記載しています。今後、結果公表の進捗に伴い追記・修正することがあります。

### 1 世帯主

名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

### 2 世帯人員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚、住み込みの家事使用人、営業使用人なども含めた世帯員の人数をいう。家族であっても別居中の人、家計を別にしてしている間借人などは含めない。

### 3 有業人員

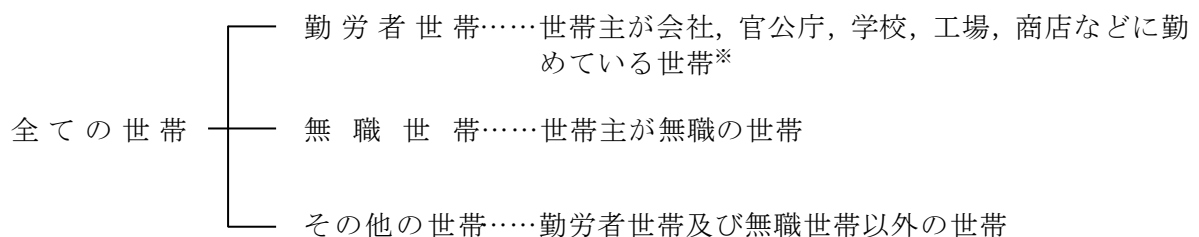
世帯員のうち勤め先のあるもの、自営業主、家族従業者、内職従事者などの人数をいう。

### 4 世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

### 5 世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に分類される。



※ 世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「その他の世帯」とする。

### 6 世帯類型

世帯を世帯員の続き柄による構成によって分類したもので、いわゆる核家族と呼ばれる「夫婦のみの世帯」又は「夫婦と未婚の子供から成る世帯」を始め、「夫婦と子供と親の世帯」、「単身赴任・出稼ぎ」の世帯など家計分析に有効なように世帯を区分している。

## 7 高齢者世帯類型

65歳以上の無職の世帯員がいる世帯を、以下の類型に区分した。なお、「高齢者夫婦」は「65歳以上の男と60歳以上の女による夫婦」としている。

- ・ 高齢者夫婦のみの世帯
- ・ 高齢者夫婦と未婚の子供の世帯
- ・ 高齢者夫婦と子供夫婦の世帯
- ・ 高齢者夫婦と子供夫婦と未婚の孫の世帯
- ・ 男親又は女親（65歳以上）と未婚の子供の世帯
- ・ 男親又は女親（65歳以上）と子供夫婦の世帯
- ・ 男親又は女親（65歳以上）と子供夫婦と未婚の孫の世帯
- ・ その他の世帯（「主たる家計維持者が長期不在の世帯」を含む。）

## 8 世帯主の従業上の地位

世帯主をその就業状態（就業者又は無職）、就業者である場合にはさらに勤労者（正規の職員・従業員（一般の職員、正社員などと呼ばれている人）、パート・アルバイトなど）、非勤労者（自営業主、会社などの役員など。）に区分している。

## 9 世帯主の職業

世帯主が実際にしている主な仕事の内容によって、労務作業者、職員（民間、官公）、個人営業（個人経営者、農林漁業従事者など。）、その他（法人経営者など。）などに分類している。

## 10 世帯主の就業時間

世帯主の、残業時間も含めたふだんの1週間の実労働時間により区分している（副業や臨時の仕事などをした時間も含む。）。ただし、自分の家における家事、無報酬の奉仕作業（ボランティア）を行った時間は含めていない。

## 11 世帯主の勤め先企業規模

世帯主が勤めている又は自ら経営している企業全体の従業員の規模により区分した（官公庁、独立行政法人等の場合は、規模によらず「官公」に区分）。なお、労働者派遣事業所の派遣社員の場合には、派遣先の企業の規模により区分している。

## 12 世帯主の学歴

世帯主が卒業（修了）した学校の種類によって区分した。なお、「専門学校」については、修業年限によって以下の学校に区分して集計している。

修業年限1年以上2年未満……「高校」

修業年限2年以上4年未満……「専門学校」

修業年限4年以上……「大学」

### 13 世帯主の配偶者の有無

世帯主の配偶関係のほか、主たる家計維持者が長期不在の状況、世帯内の有業者の有無の状況によって区分している。

#### 母子世帯

「母子世帯」とは、以下のいずれかの世帯としている。

- ・ 世帯主かつ配偶者のいない母親と、18歳未満で未婚の子供のみから構成される世帯
- ・ 18歳未満の未婚の子である世帯主と、その母親のみから構成される世帯
- ・ 18歳未満の未婚の子である世帯主と、その母親と、世帯主の未婚の兄弟姉妹（18歳未満）のみから構成される世帯

ただし「主たる家計維持者が長期不在の世帯」を除く。

（「世帯主」については「1 世帯主」の項も参照）

### 14 非就業者の有無

世帯の、現在就業していない世帯員が仕事を探している状況によって区分した。「仕事を探している」とは、職業安定所（ハローワーク）への申込み、新聞や情報誌などの求人広告への応募、労働者派遣事業所への登録などのほか、事業を始めるための資金・資材・設備などの準備・調達をしている場合などをいう。

### 15 年金・恩給受給状況

公的年金・恩給とその他の年金（企業年金又は個人年金）の受給状況により区分した。

「年金・恩給等を受給している世帯」は、年間収入のうち「公的年金・恩給」、「企業年金受取金」又は「個人年金受取金」のいずれかの収入がある世帯である。

### 16 要介護・要支援認定者の有無

介護保険制度による要介護認定又は要支援認定を受けた世帯員のいる世帯について、居宅サービス等の利用状況を含め区分した。また、世帯内に要介護・要支援認定者がいない場合も、長期（3か月以上）不在の入院・介護施設入所者がいる世帯については区分を設けている。なお、「主たる家計維持者以外の長期不在の介護施設入所者がいる世帯」でいう「介護施設入所者」とは、「介護保険施設」又は「他の介護施設」のいずれかに入所している者としている。

### 17 非同居家族の有無

非同居家族（生計を同一としているが、3か月以上不在の家族）の有無、その属性（非同居家族が主たる家計維持者か否か。）、不在の理由などにより世帯を区分している。

### 18 収入と支出

収入は、勤め先収入や事業・内職収入などの「実収入」、預貯金引出、クレジット購入な

どの「実収入以外の受取（繰入金を除く）」及び「前月からの繰入金」の三つに分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。）、預貯金預入、借入金返済などの「実支出以外の支払（繰越金を除く）」及び「翌月への繰越金」の四つに分類される。

## 19 収支項目分類

家計における収支を分類するための分類体系をいう。2019年全国家計構造調査の収支項目分類は、2020年1月改定の家計調査の分類を基に作成している。

消費支出については、「品目分類」と「用途分類」の二つの体系があるが、全国家計構造調査では品目分類を基本としている。ただし、交際費を別掲とし、用途分類による値を大分類（費目）で再現できるようにしている。

### 品目分類と用途分類

消費支出は、品目分類と用途分類の2体系に分類されている。品目分類は、世帯が購入した商品及びサービスを、同一商品は同一項目に分類する方法である。用途分類は、商品及びサービスを世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかによって大別し、世帯内で使う分については品目分類によって分類し、世帯外の人のために使う分のうち、贈答と接待に使う分は「交際費」として分類し、それ以外の分は世帯内で使う分と合わせて分類する方法である。

### 財・サービス区分

財・サービス区分は、消費支出を品目分類の結果により財（商品）とサービスに再分類して集計したものである。財は耐久財、半耐久財又は非耐久財のいずれかに分類される。なお、この分類の消費支出には、「こづかい」、「贈与金」、「他の交際費（つきあい費、負担費）」及び「仕送り金」は含まれていない。このため、財・サービス区分における「財・サービス支出」と「消費支出」の金額は必ずしも一致しない。

### COICOP分類

COICOP分類とは、国際連合の定める国際分類基準の「個別消費の目的別分類」をいう。2019年全国家計構造調査では、収支項目分類の品目分類をCOICOP分類に機械的に組み替えて集計を行った。

COICOP分類における「合計」には、「持ち家（現住居）の帰属家賃」が含まれ、「こづかい」、「贈与金」、「他の交際費（つきあい費、負担費）」及び「仕送り金」は含まれないため、「消費支出」とは一致しない。

## 20 可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。

## 21 年間収入五分位階級，年間収入十分位階級，四分位数

年間収入五分位階級とは，世帯を年間収入の低い方から高い方へ順に並べ5等分した五つのグループのことで，収入の低い方から順に第Ⅰ，第Ⅱ，・・・，第Ⅴ五分位階級という。同様に，年間収入十分位階級とは，世帯を年間収入の低い方から高い方へ順に並べ10等分した十のグループのことで，収入の低い方から順に第Ⅰ，第Ⅱ，・・・，第Ⅹ十分位階級という。

年間収入以外の集計事項についても，年間収入階級と同様に各分位階級を作成している。なお，金融資産残高（貯蓄現在高）五分位・十分位階級については，「金融資産を保有していない世帯」を含めずに分位階級を作成している（金融負債残高（負債現在高），世帯主の年間収入も同様）。

### 各分位の境界値（分位の上限）

数値の大きさに従って集計対象を並べた際に，その分位階級内で最も大きい数値のことをいう。

### 中央値

『結果の概要』（所得に関する結果及び家計資産・負債に関する結果）においては，十分位階級における第Ⅴ階級の境界値（分位の上限）を使用している。

### 四分位数

四分位数とは，当該項目の低い世帯から高い世帯へ順に並べ4等分したときの各グループの境界値で，小さい値から第1，第2，第3四分位数という。なお，第2四分位数を，中位数（又は中央値）という。

## 22 購入形態

世帯で購入した品目について，品目ごとにその支払方法（「現金」，「クレジット，掛買い，月賦」，「電子マネー」等）を家計簿に記入する方法で調査した。

なお，集計上の「現金」には，支払方法で「現金」，「ポイント」，「商品券」，「デビットカード」，「口座間振込等」及び「自分の店の商品」とされたもののほか，自動引落としによる支払のうち「クレジット，掛買い，月賦」に該当しない支出を含めている。

## 23 購入先

購入先は，世帯で購入した品目について，品目ごとにその購入先を家計簿（11月分のみ）に記入する方法で調査した。なお，保険の掛金，こづかい，贈与金及び口座自動引落としによる支出等については購入先を調査していない。

購入先の分類基準は次表のとおりである。

	購入先	分類基準
通信販売	1 通信販売 (インターネット)	インターネット上で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態（いわゆるネットショッピング）をいう。
	2 通信販売 (その他)	「1 通信販売(インターネット)」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態をいう。
店頭販売	3 一般小売店	次の「4 スーパー」～「8 ディスカウントストア・量販専門店」以外の小売店をいう。例えば、個人商店、ガソリンスタンド、書店、雑貨店、高級ブランドショップ、新聞小売店、チケットショップなどをいう。
	4 スーパー	食品、日用雑貨、衣類、電化製品など、各種の商品を、セルフサービスで販売する小売店をいう。
	5 コンビニエンスストア	食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24 時間又は長時間営業を行う小売店をいう。
	6 百貨店	衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常時 50 人以上の従業員のいる小売店をいう。
	7 生協・購買	組合員の出資によってつくられている生活協同組合、農業協同組合や会社、官公庁が職員のために設けている購買部をいう。
	8 ディスカウントストア・量販専門店	店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品（ファストファッションを含む。）などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいう。
その他	9 その他	上記以外の店、例えば、美容院、クリーニング店、問屋、市場、露店、行商、リサイクルショップなどをいう。また、飲食店（レストラン、ファーストフード、居酒屋等）や自動販売機、電気料金や都市ガス料金などの支払もここに含める。

## 24 購入地域

購入地域は、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入地域（「同じ市町村」、  
「他の市町村（県内）」、「他の市町村（県外）」）を家計簿（11月分のみ。）に記入する  
方法で調査した。なお、預貯金の引出と預入、保険掛金、有価証券の購入や掛買い、月賦に  
よる代金の支払、通信販売での購入等については調査を行っていない。

## 25 年間収入

世帯における過去1年間（2019年調査では、2018年11月から2019年10月まで。）の収入（税  
込）で、勤め先からの収入、事業による収入、年金や給付金の受取金など、経常的に得てい

るものをいう。退職金、財産の売却で得た収入、相続により得た預貯金など、一時的な収入は含めない。

## 26 金融資産残高、金融負債残高

金融資産残高（貯蓄現在高）とは、2019年10月末日現在の、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。

金融負債残高（負債現在高）とは、2019年10月末日現在の、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

具体的な内容例示は、『別紙1 金融資産・負債の範囲と内容』に記載している。

### 資産（貯蓄）保有率

全ての世帯のうち、金融資産（「預貯金」、「生命保険など」、「有価証券」及び「その他」のうちいずれか。）の残高を保有している世帯の割合をいう。

### 負債保有率

全ての世帯のうち、負債（「住宅・土地のための負債」、「住宅・土地以外の負債」及び「月賦・年賦」のうちいずれか。）の残高を保有している世帯の割合をいう。

## 27 住宅資産・宅地資産

住宅及び宅地については、『家計の住宅・宅地資産の価額評価方法』に基づき、それぞれの世帯ごとの資産額を2019年10月末時点で評価し、集計に使用した。

## 28 家計資産総額

『結果の概要』（所得に関する結果及び家計資産・負債に関する結果）においては、「純金融資産」（金融資産残高から金融負債残高を引いたもの）と、「住宅・宅地資産」（所有している住宅・宅地（居住しているもの以外を含む。））を合わせて家計資産総額としている（統計表における「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」に該当）。

なお、資産額階級については、家計資産総額の金額に基づき区分している。

## 29 流動性金融資産

金融資産残高（貯蓄現在高）から「生命保険など」（生命保険、損害保険、簡易保険）を除いたものをいう。

## 30 年間可処分所得

「年間収入」から税、社会保険料などを差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。

全国家計構造調査では、従来の年間可処分所得のほかに、OECD（経済協力開発機

構)の基準に沿った以下の指標を表章している。

**年間可処分所得 (参考: 従来型算定)**

= 「年間収入」 - 「所得に課される税・社会保険料」

**年間第一次所得 (参考: OECD新基準準拠)**

= 「勤め先収入」 + 「事業・内職収入」 + 「(再掲) 個人年金給付」 + 「利子・配当金」 + 「その他の収入」 + 「現物収入」 + 「仕送り金」 - 「仕送り金支出」

**年間市場所得 (参考: OECD新基準準拠)**

= 「年間第一次所得 (参考: OECD新基準準拠)」 + 「(再掲) 企業年金給付」

**年間粗所得 (参考: OECD新基準準拠)**

= 「年間市場所得 (参考: OECD新基準準拠)」 + 「公的年金・恩給給付」 + 「社会保障給付金 (公的年金・恩給以外)」 - 「企業年金保険料」

**年間可処分所得 (参考: OECD新基準準拠)**

= 「年間粗所得 (参考: OECD新基準準拠)」 - 「所得に課される税・社会保険料」 - 「固定資産税・都市計画税」 - 「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」

年間可処分所得等 (OECD新基準準拠) の算出に用いている「仕送り金支出」, 「企業年金保険料」, 「固定資産税・都市計画税」及び「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」については, OECDの新基準に準拠するように2019年調査から調査項目に加えたものである。そのため, 2014年以前の調査年においてOECDの新基準により遡及集計することはできない。

### 31 等価可処分所得

世帯の年間可処分所得を当該世帯の世帯人員数の平方根で割って調整したものをいう。OECDの国際比較では, 各国のジニ係数や相対的貧困率は, 等価可処分所得で算出したものを用いている (『別紙3 等価可処分所得の計算方法』参照)。

**「等価」とは**

世帯単位で得られる数値を, 当該世帯の世帯人員数の関数 (世帯人員数  $S$  に  $0 \sim 1$  の間の数値をとる変数  $E$  (等価弾性値という。) を累乗したものであり, これを等価世帯人員という。) で割って調整したものをいう。OECDの基準では  $E = 0.5$  (つまり世帯人員数の平方根) を用いている。

### 32 現住居の所有関係

住居の所有関係のうち, 「給与住宅」とは, 勤め先の会社, 官公庁又は団体等が従業員のために所有又は管理している (借上げも含む。) 住宅をいう。そのうち, 会社の独身寮など, 単身者の集まりが居住するために建てられたものを「寮・寄宿舎」という。



### 33 住居の構造・建て方

住居の構造は、その造りによって「木造（防火木造を除く）」、「防火木造」、「鉄骨・鉄筋コンクリート造」及び「その他」（ブロック造、レンガ造など）に分けられる。また、建て方とは「一戸建」か、アパートやマンションなどの「共同住宅」（何階建のうち何階に居住しているか。）及び「その他」（長屋建、テラスハウス、寮・寄宿舍など。）によって区分している。

### 34 現住居の延べ床面積

住居の延べ床面積とは、住宅及び住宅に附属する離れの延べ床面積をいう。ただし、アパート、社宅などの共同住宅で、廊下や台所、トイレなどを共用している場合は、共用部分を除き世帯が専用に使っている部分の延べ床面積をいう。なお、業務用の部分、例えば事務室や店舗などの部分は含めない。

### 35 住宅ローン残高の有無

「住宅ローン残高のある世帯」は、「住宅・土地のための負債」がある世帯としている。

### 36 住宅ローン返済額階級・住宅ローン返済割合階級

住宅ローン返済額階級は、住宅ローンに係る月々の返済額（月額）により区分している。事業などのための住宅ローンの返済については含めない。また、ボーナス払いも含めない。

住宅ローン返済割合階級は、「年間可処分所得（参考：OECD新基準準拠）」に対する「住宅ローン返済額」（月額を12倍したもの）の割合により区分している。

### 37 家賃負担額階級

月々支払う家賃（共益費・管理費を除く。）の金額により区分している。事業などのための家賃については含めない。

### 38 地域区分

地域については、都道府県、地方区分に加えて、2015年に実施の国勢調査の結果に基づき都市階級及び大都市圏を設定した。

#### 都市階級

大都市 …… 政令指定都市及び東京都区部（東京都区部は、23区で一つの区域とした。）

中都市 …… 人口15万以上100万未満の市（政令指定都市を除く。）

小都市A …… 人口5万以上15万未満の市

小都市B …… 人口5万未満の市

町村 …… 町村

## 大都市圏

関東大都市圏，中京大都市圏，近畿大都市圏及び北九州・福岡大都市圏の4大都市圏

## 県内経済圏

日常生活や経済活動がつながって行われている地域について，都道府県ごとに幾つかの市区町村をまとめて一つの経済圏としている。都道府県によって，県内経済圏の数は異なる。

### 39 名目増減率，実質増減率

実質増減率は，消費者物価変動を取り除いた増減率をいい，名目増減率は実際の集計結果を用いて算出した増減率をいう。

$$\text{実質増減率（\%）} = \{ (100 + \text{名目増減率（\%）}) \div (100 + \text{消費者物価指数の変化率（\%）}) - 1 \} \times 100$$

『結果の概要』（家計収支に関する結果）において費目別の実質増減率を求める際に使用した消費者物価指数は以下のとおりである。

消費支出，その他の消費支出（交際費を除く），交際費……「持家の帰属家賃を除く総合」

食料（外食を除く）……「食料」から「外食」分を控除して算出

住居……「持家の帰属家賃を除く住居」

上記以外の費目……それぞれ該当する物価指数

### 40 ジニ係数

年間収入等の分布の均等度を表す指標の一つ。0～1の値をとり，0は均等を示し，1に近づくほど不均等となる（『別紙2 ジニ係数の計算方法』参照）。

### 41 相対的貧困率

全ての世帯人員のうち，等価可処分所得が貧困線を下回る所得の世帯人員の割合をいう（『別紙4 相対的貧困率の計算方法』参照）。

#### 貧困線

等価可処分所得の中央値（全ての世帯人員を等価可処分所得の少ない順番に並べたときに，ちょうど中央に位置する者の金額）の半分の金額のことをいう。

#### 子供の相対的貧困率

全ての18歳未満の世帯人員のうち，等価可処分所得が貧困線（相対的貧困率と同じ貧困線）を下回る世帯人員の割合をいう。

### 42 「大人」，「子供」

「年間収入・資産分布等に関する結果」において，「大人」とは18歳以上の世帯員，「子

供」とは18歳未満の世帯員を指す。この定義は、OECD事務局の指定に準じたものであり、「家計収支に関する結果」、「所得に関する結果」及び「家計資産・負債に関する結果」における定義とは異なるので注意を要する。

#### 43 資産面を考慮した相対的貧困の指標

『結果の概要』（年間収入・資産分布等に関する結果）において、以下の意味で用いている（『別紙5 資産面を考慮した相対的貧困の指標について』参照）。

- ・資産面からみた相対的貧困の指標…等価流動性金融資産が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の金額）の25%未満の者の割合
- ・所得・資産の両面からみた相対的貧困の指標…等価可処分所得が貧困線未満かつ等価流動性金融資産が貧困線の25%未満の者の割合

#### 44 所得ギャップ

貧困線未満の者の平均所得を、貧困線で割ったものを所得ギャップという。

#### 45 2004年調査の貧困線（物価変動調整済）を基準とした指標

OECDの基準では、2005年に最も近い年を参照年とした貧困の指標を求めることとしている。これに対応し、2004年全国消費実態調査の等価可処分所得を、2004年から2019年の物価変動を考慮して調整した値を用いた指標を作成している（当該調整済等価可処分所得の中位数の50%が貧困線に相当する。）。

なお、ここで用いている等価可処分所得の算出には従来型算定を用い、物価調整は2015年基準の消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の2004年暦年平均と2019年暦年平均との比によって行った。

## 金融資産・負債の範囲と内容

### 1 調査の範囲と内容

- 金融資産残高（貯蓄現在高）とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）・その他の金融機関への預貯金（利子を含む。）、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。
- 金融資産残高は、その種類によって金額の評価方法が異なる。
  - ・ 生命保険・損害保険・簡易保険　：加入してからの払込総額
  - ・ 株式及び投資信託　：2019年10月末日現在の時価による見積額
  - ・ 貸付信託・金銭信託及び債券　：額面金額
- N I S A（少額投資非課税制度）や i D e C o（個人型確定拠出年金）については、制度によらず、購入したものの種類（株式や投資信託など）によって、それぞれ該当する項目に含めている。
- 金融負債残高とは、銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

金融資産・負債とするもの	金融資産・負債としないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単身赴任・出稼ぎなどで離れて暮らしている人の貯蓄・借入金（世帯内で管理している分）</li> <li>● 個人営業のための分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金のまま保有しているいわゆるタンス預金</li> <li>● 知人等への貸金</li> <li>● 公的年金や企業年金の掛金</li> <li>● 手持ちの現金</li> </ul>

### 2 金融資産・負債の内容及び注意事項

項 目		内容及び注意事項
金 融 資 産	預貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 期間の定めがなく、出し入れ自由なもの</li> <li>● 普通預金，当座預金，通常貯金，通知預金など</li> </ul>
	定期性預貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定期間預け入れておくもの</li> <li>● 定期預金，積立定期預金，定期積金など</li> <li>● 定額貯金，定期貯金，財産形成貯金など</li> </ul>

項 目		内容及び注意事項	
金 融 資 産  ( 続 き )	生命保険 など	生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生命保険会社の終身保険，普通養老保険，こども保険，個人年金保険など</li> <li>● 農業協同組合などの終身共済，養老生命共済，こども共済，年金共済など</li> <li>● 掛け捨ての保険は含めない</li> </ul>
		損害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災保険，傷害保険のうち，満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険，積立生活総合保険など</li> <li>● 積立型介護費用保険</li> <li>● 掛け捨ての保険は含めない</li> </ul>
		簡易保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構で取り扱っている養老保険，終身年金保険，夫婦保険など</li> <li>● 掛け捨ての保険は含めない</li> </ul>
	有価証券	貸付信託・ 金銭信託	● 信託銀行に信託して運用する貸付信託，金銭信託
		株式	● 2019年10月末日現在の時価で見積もった額
		債券	● 国債，地方債，政府保証債，金融債など
		投資信託	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式投資信託，公社債投資信託など</li> <li>● 2019年10月末日現在の時価で見積もった額</li> </ul>
	その他（社内預金など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行の「金投資口座」，証券会社の「金貯蓄口座」など，金融機関で上記以外の貯蓄</li> <li>● 社内預金，勤め先の共済組合，互助会（冠婚葬祭を目的としたものを除く）など金融機関外への預貯金</li> </ul>	
		（再掲）年金型貯蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財形年金貯蓄，個人年金信託，個人年金保険など，将来定期的に定められた額を受け取る制度がある貯蓄</li> <li>● 公的年金（厚生年金，国民年金，共済年金）や企業年金（確定給付年金，厚生年金基金など），国民年金基金は含めない</li> </ul>
	金 融 負 債	住宅・土地のための負債	● 住宅を購入，建築あるいは増改築したり，土地を購入するために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高
住宅・土地以外の負債		● 生活に必要な資金（教育ローンなど），個人事業に必要な資金（開業資金，運転資金など）を借り入れた場合の未払残高	
月賦・年賦		● 乗用車や衣類などを月賦・年賦（分割払い）で購入した場合の未払残高	

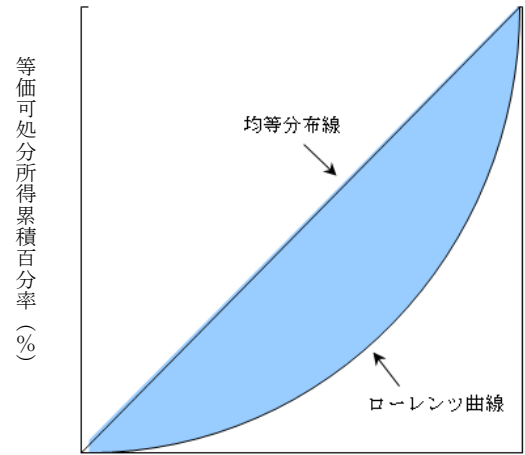
## ジニ係数の計算方法

### <ジニ係数の考え方>

世帯員を等価可処分所得等の低い順に並べ、世帯員数の累積百分率を横軸に、等価可処分所得等の累積百分率を縦軸にした散布図を描く。この散布図の点を結ぶ弓形の曲線をローレンツ曲線という。全ての世帯員の年間収入等が完全に同じであれば、ローレンツ曲線は、原点を通る傾斜45度の直線(均等分布線という。)となる。

均等分布線とローレンツ曲線で囲まれる弓形の面積が、均等分布線より下の三角形の面積に占める割合がジニ係数である。

図 等価可処分所得の世帯員分布のローレンツ曲線



世帯員数累積百分率 (%)

### <ジニ係数の計算式>

全国家計構造調査では、ジニ係数を次式により算出している。

$$G = \frac{\frac{1}{2} - \frac{1}{2} \sum_k \left( \frac{n_k}{n} \cdot (X_k + X_{k-1}) \right)}{\frac{1}{2}}$$

$G$  : ジニ係数

$k$  : 世帯員を等価可処分所得等の低い順に並べたときの、当該世帯員の順位  
(例 :  $k = 1, 2, \dots, m$ )

ここで、

$$X_k = \frac{\sum_{l=1}^k n_l x_l}{\sum_{l=1}^m n_l x_l} \quad (\text{ただし、} k=1 \text{ のとき } X_{k-1} = X_0 = 0 \text{ とする。})$$

$$n = \sum_{k=1}^m n_k$$

$n_k$  : 順位  $k$  の世帯員の個人ウエイト (世帯員が属する世帯の集計用乗率)

$x_k$  : 順位  $k$  の世帯員の等価可処分所得等

$m$  : 世帯員の人数計

<ジニ係数の計算式（近似式）>

従来の算出方法による集計では、ローレンツ曲線による横軸との間の面積を等価可処分所得等の十分位階級及びシンプソンの公式を用いて近似計算しており、ジニ係数 $\lambda$ を次の式により算出している。

$$\lambda = \frac{2}{15} \{7 - (y_2 + y_4 + y_6 + y_8) - 2(y_1 + y_3 + y_5 + y_7 + y_9)\}$$

$y_i$ : 等価可処分所得等\*の十分位階級における第*i*階級までの累積等価可処分所得等の、第十階級までの累積等価可処分所得等に対する割合

※資産の種類別ジニ係数では、それぞれ「等価金融資産残高」、「等価住宅・宅地資産額」となる。

## 等価可処分所得の計算方法

全国家計構造調査は世帯を単位として実施しているため、各世帯を構成している世帯員の等価可処分所得を以下の方法で計算している。

- ① 世帯の年間可処分所得 ( $I_i$ ) を計算する (算式は、『用語の解説』(7～8ページ) 参照)。
- ② 世帯の年間可処分所得  $I_i$  を世帯人員数 ( $S_i$ ) の平方根で除し、世帯  $i$  の等価可処分所得 ( $W_i$ ) : 世帯人員 1 人当たり経済厚生 (効用水準) ※ を算出する。

なお、式を見て分かるように、 $W_i$  は世帯ごとに決まる値であり、同一世帯内の世帯員は全て同一の等価可処分所得をもつことになる。

$$W_i = \frac{I_i}{\sqrt{S_i}}$$

※ 一般に、世帯人員 1 人当たり経済厚生は、

$$W = \frac{I}{S^E}$$

で表され、 $E$  は等価弾性値といい、 $0 \sim 1$  の間のいずれかの値をとるとされている ( $E=0$  のときは世帯所得がそのまま各世帯員の効用となり、 $E=1$  のときは 1 人当たり所得が各世帯員の効用になる。)。OECD の基準では、 $E=0.5$  としており、全国家計構造調査でも  $E=0.5$  を用いている。



## 相対的貧困率の計算方法

等価可処分所得の中央値（全ての世帯人員を等価可処分所得の少ない順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する者の金額）の半分の金額を（所得の）貧困線と呼び、貧困線を下回る所得の世帯人員数の割合を相対的貧困率という。

$$\text{相対的貧困率（\%）} = \frac{\text{貧困線を下回る所得の世帯人員数}}{\text{全ての世帯人員数}} \times 100$$

$$\text{子供}^{*1}\text{の相対的貧困率（\%）} = \frac{\text{貧困線}^{*2}\text{を下回る所得の18歳未満の世帯人員数}}{\text{全ての18歳未満の世帯人員数}} \times 100$$

※1 子供とは、18歳未満の者をいう。

※2 相対的貧困率の貧困線と同じ金額を用いている。

### < 貧困線について >

集計区分（例えば年齢階級別，男女別など。）ごとの貧困率を算出するに当たっては，全て同一の貧困線（全世帯人員から求めた貧困線）を用いており，各区分に属する世帯人員のうち貧困線を下回る者の割合がその区分の貧困率となる。

相対的貧困率（所得面でみた貧困指標）と資産を考慮した貧困指標（後述）においては，いずれも貧困線は所得を基準としている（上記で求めた等価可処分所得によるもの）。ただし，資産を考慮した貧困指標で用いている貧困線は，保有する資産額が不詳の世帯（員）を除外して求めているため，両者で利用している貧困線では金額が若干異なる。

## 資産面を考慮した相対的貧困の指標について

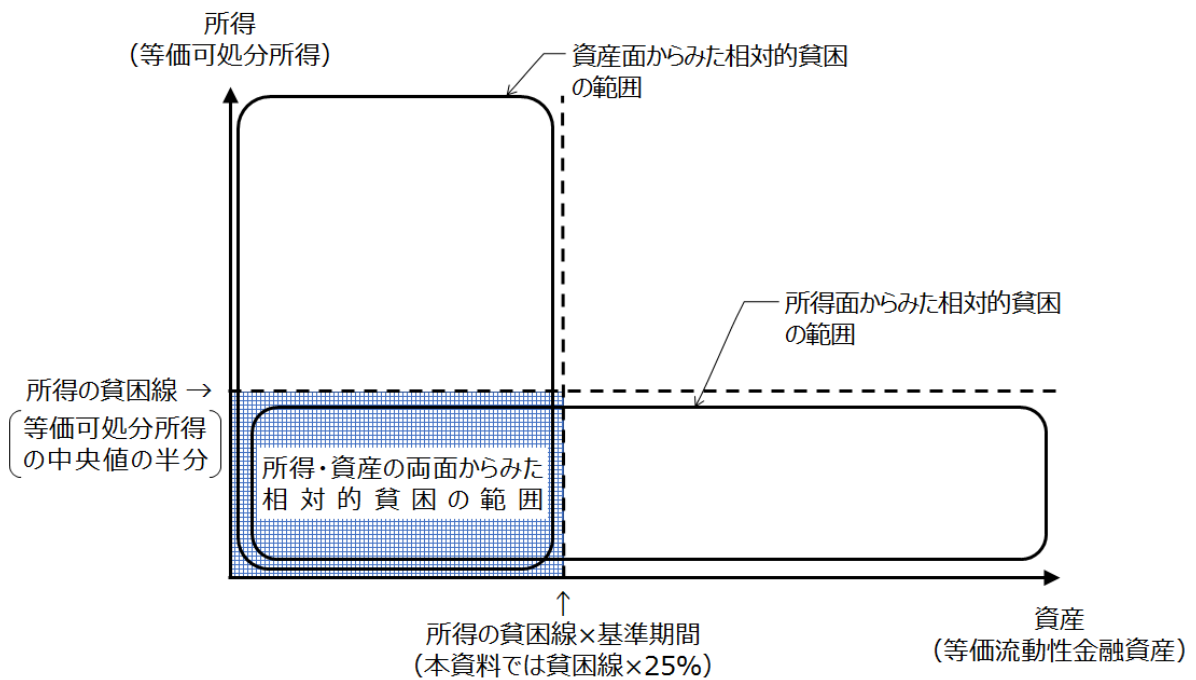
所得面からみた貧困に関する指標（相対的貧困率）は、等価可処分所得の多寡を貧困線と比較することで判断しており、資産の保有状況については考慮されていない。

OECDによる新しい指標として、等価流動性金融資産を貧困線と比較することで、資産面での貧困の状況を把握することとなった。つまり、離職等で一時的に収入が途切れた場合、流動性金融資産を取り崩すことによって基準期間\*の間生活を維持できるかどうかを判断するものとなっている。

また、これらの条件を組み合わせることで、所得及び資産のいずれの面においても基準を下回る世帯員の状況を把握することができるものとなっている。

※ 『結果の概要』（年間収入・資産分布等に関する結果）では、OECDの基準のうち、貧困線の25%（貧困線程度の消費水準であれば1年の25%、すなわち3か月分に相当する金額）の流動性金融資産を保有しているかについて記述している。

図 所得・資産の両面からみた相対的貧困の範囲



注 ここでの貧困線は、資産額が不詳の世帯員数を除いて求めている。